平成２２年（フ）第６７５号
静岡市清水区港南町８番３号松下方
債務者　芥川　京子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５２１号
東京都東大和市蔵敷３丁目766番地芝中住宅イ４―105号
債務者　小山　利恵
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５２２号
東京都東大和市蔵敷３丁目766番地芝中住宅イ４―105号
債務者　小山　孝二
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５７２号
東京都清瀬市旭が丘３―360―７、住民票上の住所東京都杉並区西荻南３丁目18番６号シュライン西荻南105
債務者　大藤　雅幸
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５９６号
東京都昭島市郷地町３丁目12番14号
債務者　笠松　哲郎
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４８３号
静岡県焼津市栄町４丁目９番３―201号　メゾン・グランツ焼津ＰＡＲＫＴＯＷＥＲ、旧住所千葉県銚子市大橋町14番地の５　レオパレスエクセル銚子大橋201号
債務者　杉本　曜子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３０号
静岡市葵区川合３丁目１番８号　メゾンＤＯ―Ｂ号
債務者　横井　　拓
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８９号
北海道河東郡音更町桜が丘２番地13　桜が丘町営５号室
債務者　木綿　高広
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
北海道帯広市西16条南５丁目２番15号　ＳＥＲＩＥⅡ201号室
債務者　甚野　　拓
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
岡山県美作市梶並68番地１
債務者　中尾　五郎
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１６９号
栃木県栃木市大平町富田1006番地　松本アパート１号
債務者　川田　初江
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１９５号
栃木県小山市神鳥谷２丁目14番１号　ハイツハーモニー105号
債務者　村田　和巳
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第３３８号
福岡県福津市光陽台南２番１号、商業登記簿上の本店所在地福岡市早良区南庄２丁目11番５号
破産者　五代産業株式会社
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根922番地　県営平良東団地４棟104号
破産者　池間　久則
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所平良支部

平成２１年（フ）第３８７号
栃木県小山市大字羽川419番４
破産者　河庄産業株式会社
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係